



損害保険における填補主義

白杉, 三郎

(Citation)

国民経済雑誌, 84(2):1-22

(Issue Date)

1951-08

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/80040114>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/80040114>



損害保険における填補主義

白 杉 三 郎

一

損害保険は、周知のように、ある一定の偶然的事故によつて生じた實際の損害の填補を目的とする。これを損害填補の原則 (Principle of Indemnity) といひ、或は又利得禁止の原則^(一) (Grundsatz des Bereicherungsverbots) ともいふ。しかしながら、損害保険においては、分損の生じることと、保険金額と保険価額との関係から、填補額の算定には、生命保険に見られないような特殊な事情がある。損害保険では、生じた損害の額が直に填補金又は保険金として支払われるものではない。このような損害填補額を定めるのに大体三つの主義がある。即ち、(一) 比例填補主義、(二) 実損額填補主義、(三) 共同保険填補主義これである。保険の種類により、又国によつて種々異なる填補主義が採用せられる。しかるに、これらの填補主義について従来余り系統的な考察がなされていないので、本稿においてはこれについて少しく組織的な考察を試みることをする。

註 (一) これが、保険の補正的性質を表わすものであることは、青山博士が詳細に論じられている。「(一) 保険は致富の道に非ず」を論ず、保険研究法研究、一一七頁以下)

二

比例填補主義 (Règle proportionnelle, Pro-rata Versicherung, Average clause) は、今日最も広く採用せられる主義である。例えば、わが商法(六三六条)は、次のように規定している。

「保險価額ノ一部を保險ニ付シタル場合ニ於テハ保險者ノ負担ハ保險金額ノ保險価額ニ対スル割合ニ依リテ之ヲ定ム」
又、多くの保險約款にも、これと同様の規定が見出される。^(一) 他^(二)の諸国においても同様である。^(三)

この填補主義によると、損害は、一部保險の場合には、保險金額の保險価額に對する割合によつて填補せられることとなる。

このような填補主義の沿革は、非常に古く、これに關する最初の表現は、十五、六世紀の頃の制定に係るといふ *Guidar de la Mer* に遡る。^(四) その後、一六八一年の海事勅令 (*Ordonnance de la Marine*) に繼承せられ、さらに諸国の保險法制に伝わつた。比例填補主義が最初に行われたのは、海上保險においてである。その後、火災保險に適用せられ、^(五) 次いで他の損害保險に及んだのである。後に述べるように、イギリスの火災保險では最初実損額填補主義が行われ、比例填補主義は、後から採用せられたのであるが、この主義は徹底しないで今日に至つてゐる。従つて、イギリスの火災保險では比例規則の適用の上において複雑さと困難さがある。^(六)

しからは、何故にこのような填補主義が採用せられるのであろうか。その根拠については種々の説がある。

最初の説は、一部保險の場合には保險せられた目的と保險せられていない目的とを區別することが困難であるということとをその理由とする。^(七) 例えば、商人が倉庫に一〇〇袋の商品を有するとし、その価額を一袋一〇〇フランとする。そして、四、〇〇〇フランだけ保險に付したとすると、これは四〇袋分に當る。六〇袋分は保險に付せられていない。そこで、若

し三〇袋が損害に罹つたとすると、按分比例によつて保険に付した分については、一二袋だけが損害に罹つたと見るのが妥当である。従つて、保険者の填補額は、一、二〇〇フランとなる。

或は共有 (Indivision) の法理を援用してこれを説く者がある。^(八)この考によると、一部保険の場合保険者と被保険者は、保険せられた目的の全体に及ぶ危険を不可分に負担するのであつて、ある特定の部分に應ずる危険を負担するのではない。従つて、両者は損害を分担しなければならないとする。

更に、他の説は、前説と同様に、保険せられたものを保険せられていないものから區別することが不可能であるということから出発して、保険者と被保険者とは共同保険者である。或は、被保険者は、保険せられていない (découvert) 危険の部分を負担するのであるから、この部分について「自家保険者」(Son propre assureur) である、とする。^(九)更に、他の説によると、比例規則は、当事者の負担の公平を図るのみならず、この規則の抛棄は、分損と全損との取扱を異にするという不都合な結果を生ずることとなる。けだし、分損の場合には保険金額の範囲内において全損害が填補せられるに反して、全損の場合には、保険金額、従つて損害の一部だけが填補せられることとなるからである。この不都合を避けるためには、保険の目的を細分して、各物件について一々保険金額を定めて行かなければならないが、比例規則によれば、保険の目的を一々列挙する繁雑を要しないで、これをなすと同じ結果が得られるという。^(一〇)

最後に、比例填補主義は、被保険者の注意を促し、損害の防止軽減を図る上に必要であるという説がある。^(一一)けだし、被保険者は、比例填補によつて損害全部の填補を受け得ないからである。即ち、この説は比例填補主義の道德的效果によつて、これを正常化せんとするものである。

註 (一) 火災保険普通約款一四條、船舶保険特別約款一條等

(二) 例えば、ドイツ保険契約法五六條、スイス保険契約法六九條、フランス保険契約法一六條、オーストリー保険契約法五二條、

損害保険における填補主義

イギリス海上保険法八一条等

(ii) Guider de la Mer, Chap. II. Art. XVII. Pardessus, J. M. Collection de Lois Maritimes Antérieures au XVIII.^e Siècle, Tome II, Paris 1831, p. 384.

(iii) Ordonnance de la Marine, Titre VI, Art. XLVI. Pardessus, Collection, Tome IV, Paris 1837, p. 376.

(iv) 比例原則が最初に火災保険に適用せられたのは「十七年頃である」といふ。(Bell, H. S. Contribution in Fire Insurance, London, 1935, p. 6.)

(v) 北沢清勝博士「火災保険に於ける按分条項と分担条項とに就て」(火災普通保険約款論、昭和十五年)参照

(vi) Papot, M. La Règle Proportionnelle dans les Assurances Terrestres, Paris, 1934, p. 24.

(vii) Papot, *ibid.*, p. 27.

(viii) Papot, *ibid.*, p. 30. このような表現は、夙に「Assureur à lui-même」(Emérigar, Traité des Assurances des Contrats a la Grosse, Toule I, Marseille 1783, p. 659)・イギリス海上保険法(八一条)・フランス保険契約法(三一条)等にも同様の表現が見られる。

(ix) Périn, J. L'Assurance au Premier Feu, Paris 1938, p. 20.

(x) Papot, *ibid.*, p. 33.

二

以上、比例填補主義の根拠について種々の説を述べたが、今日の保険の学理からすれば、何れも十分なものであるとはできない。先ず、全部の損害を当事者の何れか一方に負担せしむべき理由がないから損害を比例的に分担すべきであるとする説については、一方において、被保険者は、その欠くところの保障を得んがために保険契約を結ぶのであり、他方において、保険者はその危険を負担することを職業とするものであるから、むしろ保険金額を限度として全部の危険を保

險者に負担せしめることが保険の目的に叶うといひ得よう。

次に、被保険者と保険者の關係を二人の共有者の關係に比較することも、一種の擬制に過ぎないであろう。危険の不可分ということは、危険の伝播によつて物の凡ての部分に及ぼすことになるから、火災保険における比例填補主義の根拠を説明するには都合がよいが、比例填補主義の適用は、火災保険だけに限られているのではない。危険の不可分は巧妙な説明に過ぎないで、比例填補主義の本質からこれを正当づける議論ではない。

更に、被保険者と保険者を共同保険者と見、或は被保険者を自家保険者と見なすことは、一種の比喻に過ぎない。

比例填補主義を抛棄すれば、分損と全損との取扱を異にすることとなつて不都合であるという議論は一応もつともであるが、これがために比例填補主義を採らなければならないという理由にはならない。比例填補主義は、填補の公平を期するために保険の目的を細分して一々保険金額を定める煩雜な方法に代るものであるとするが、これは余りに抽象的な議論である。けだし、この議論は、保険の目的を際限なく細分、列挙し得るかのように考えるが、これは實際に不可能であるからである。

最後に、比例填補主義は被保険者の注意を促すという議論は、一面の真理を含むが、これを根拠づけるものとしては不十分である。けだし、これは比例填補主義の利益を挙げてこれを擁護せんとするものであるからである。

これを要するに、以上述べた議論が比例填補主義の根拠を明かにするに不十分であるとすれば、その眞の根拠は何処に存するのであろうか。これを單に保険者の思ひつきに歸する者もないではないが、永い間の沿革に徴してもこれを單に保険者の恣意的な創作物と見ることはできない。これは、保険の根本的原理にその根拠をもつものである。即ち、保険者によつて担保せられる危険とその対価たる保険料の問題に歸着する。

完全な保険の保護を得るためには、危険に曝される価額全部について保険に付し、それに相当する保険料を支払わなけ

ればならない。若しその価額の一部を保険に付し、不十分な保険料しか支払わないときには、それに応じて不十分な填補しか受け得ないこととなる。今、次のような符号を用いると、

W = 保険価額

V = 保険金額 ($V < W$)

S = 損害額

E = 填補額

P' = 一部保険の場合の保険料

P = 全部保険の場合の保険料

p = (純) 保険料率

一部保険の場合の填補額の計算は次のようになる。

$$E = S \times \frac{P'}{P} = S \times \frac{P \cdot V}{P \cdot W} = S \times \frac{V}{W}$$

即ち、填補額は保険料に比例し、しかもこれを構成する危険率は同一であるから、結局付保金額に比例することとなる。これが比例填補主義の原理である。

註 (1) Papot, *ibid.*, p. 47.

四

実損額填補主義は、保険金額を限度として実際の損害を填補するものである。そして、これに基づく保険を実損額填補保険 (Specific policy) 又は第一次危険保険 (Versicherung auf erstes Risiko, Assurance au premier risque) とする。

実損額填補主義は、最初イギリスの火災保険において行われた。これは、比例填補主義が古くから海上保険において行われたのに対比して興味のある事実である。もともと、欧洲大陸では初期の火災保険においては按分の原則が行われていた。^(一) ドイツにおける火災保険の歴史が示すように、当初の火災保険は、相互組織乃至公営組織のもので、ある地方又は都市の家屋所有者が罹災者の損害を分担し合つたのであつて、分担額は財産の価額に応じて割当てられ、いわゆる賦課式方法によつて徴収せられた。そこで罹災者もまたその財産の価額に応じて自己の損害の一部を負担したのである。これは、共同海損において利害関係者が共用に損害を分担する思想に通ずるものであつた。初期の大陸の火災保険——正当には原始的保険と称すべきものであるが——には保険金額という觀念は欠けていたのである。しかるに、營業的基礎に立つイギリスの火災保険では一定の金額を定めて、損害発生の場合保険者はこの金額を限度として損害の支払をなした。前述の如く、一七二二年頃から按分（比例）原則が採用せられ、その後次第に広く行われるようになったが、今日でも実損額填補主義が依然として行われている。今日欧洲大陸でこの種の填補主義が割合に広く行われているのは、スウェーデンである。フランスでは、比例填補主義が一般に採用せられているが、近時はその欠点を補う意味で実損額填補主義が行われている。これに反して、ドイツ、及び中欧諸国では稀であり、スペイン、メキシコ、南米諸国、イタリアでは実損額填補保険は殆ど全く行われていない。^(二) わが国もまた同様である。各種の保険におけるこの種の填補主義の応用の範圍は、比例填補主義ほど広くはないが、保険の種類によつては、本質的に実損額填補主義によらなければならないものもある。即ち、責任保険の如きこれである。以下実損額填補主義の實際の応用について少しく考察しよう。

註 (一) Article "Average Policies (Fire)" in Walford's Insurance Cyclopaedia, Vol. I, p. 232.

(二) Perin, *ibid.*, p. 235 et p. 238.

五

前述の如く、イギリスの火災保険では古くから実損額填補主義が行われているが、今日でも普通物件については相当広く行われている。イギリスに於ける普通物件の料率が他国のそれに比して高いのは、これがためである。これに反して、フランスでは、この種の填補主義は主として商工物件について行われる。実損額填補主義に基く火災保険を第一次火災保険 (Assurance an Premier Feu) とする。フランスにおいては一般に比例填補主義が行われ、実損額填補主義はこれに對する修正として行われるものであるから、われわれにとつては、フランスの第一次火災保険の實際が参考となるであろう。^(一) 第一次火災保険は、最初相当高額の工業物件で単一のリスクを構成し、特に安全な条件により分損の可能性の大きいものについて行われたが、その適用範囲は次第に拡張せられ、数箇の別々のリスクを単一の金額で契約するといわれる包括契約に適用せられるようになった。即ち、保険証券が数箇の別々の工場を包括するか、或は単一の工場では数箇の独立建物より成り延焼の虞の少い場合がこれである。何れの形態であつても、第一次火災保険は五つの根本原則に基くものである。即ち、(一) 現在価額及び増額の申告、(二) 補充保険の申告、(三) 比例規則適用の抛棄、(四) 小損害免責及び(五) 保険金額の復活これである。

(一) 現在価額及び増額の申告

普通の火災保険と異り、第一次火災保険では、現在価額 (Existence) が知らなければならない。けだし、その価額の幾何の割合が保険に附せられるかが明かでないからである。なお、現在価額が唯一つのリスクから成るか、或は数箇のリスクを包含するかによつて保険者にとつて危険に差異を生じる。その他危険に影響を及ぼす事情が考慮せられなければならない。そこで、被保険者に現在価格の申告の義務が課せられるのを通例とする。実際にはこの問題に関し

て専門的知識に乏しい被保険者は、専門家に評価を依頼し、或は保険会社自体が検査人を实地に派遣して評価を行わしめることもある。

第一次火災保険が同一証券の下に「賃借人の危険」(Risque locatif)を担保する場合には、これは現在価額の中に包含せられなければならない。而してその額は、火災保険普通約款第十六条によつて計算せられたものによる。^(三)

現在価額申告の義務の当然の結果として、被保険者はその価額の増加を申告しなければならない。これは、実際には種々の仕方で行われる。多くの契約では、保険者は単に現在価額全体における増加を考慮すればよいが、工場別にその額が定められている場合には、それぞれ別々の工場につき生じた価額の増加が問題となる。要するに、何等かの形で現在価額に生じた変更又は増加を申告する義務が被保険者に課せられている。但し、このような変更又は増加は相当重要なものでなければならぬ。即ち、被保険者は、現在価額の増加が一定の額(多くとも申告価額の一割)に達したときにはこれを申告しなければならない。而して、右の割合は、最初の申告価額を基準とする。

現在価額が増加した場合には、最初の保険金額との割合が減少することになるが、実際には原則として保険金額を変更しないで、そのままとする(保険金額不変の原則)。但し、被保険者が保険金額を引上げんと欲するときは、特別の割増保険料を支払わなければならない。

(二) 補充保険の申告

被保険者は、同一危険につき追加又は補充額を担保する保険、減価又は老朽を担保する保険を付していない者を申告する。若し、契約期間中にこの程の契約を締結ときは、八日以内にその旨を申告しなければならない。この場合、会社は、割増保険料によつて申告を承認し、或は一箇月の予告を以て現在の契約を解除する権利を留保する。

(三) 比例原則の抛棄

第一次火災保険に比例原則を適用しないということは、この保険の本質的特徴である。しかしながら、この比例原則の抛棄は条件付きのものであることは、注意しなければならない。即ち、前述の価額増加の申告がなされなかつた場合には、被保険者は、損害の際、徴収せられた保険料と所定の申告に従つて支払わるべき保険料との割合に応じて填補せられることとなる。これを「填補額比例削減条項」(Clause de réduction proportionnelle d'indemnité) 又は「保険料比例原則」(Règle proportionnelle de prime) という。そこで、損害発生の場合、現在価額が正しいときには、比例原則の適用はないが、申告額が実際の価額以下のときは、右のような比例原則が適用せられる。但し、その不足が一定の割合(通常一割)を超えない場合には、削減は行われない。而して、不足が一割を超える場合にも、一割を差引いたものが申告の不足額として計算せられる。

このように、申告額がある程度以上不足するときには、再び新しい比例原則が適用せられることになるが、被保険者は、その結果蒙るべき損失を他の保険者に保険することは許されない。けだし、かくすれば、被保険者は、現在価額の申告の不足による不利益を免れることとなるからである。

前述の如く、比例原則の抛棄は、条件付きであるが、保険会社によつては、これを全面的に抛棄するものもある。この場合には5%又は10%の割増保険料が要求せられる。

(四) 分損害免責 (Franchise d'avarie)

これは、ある一定の限度以下の損害を填補しないという制限である。普通の火災保険ではこのような制限はない。免責の限度は通常保険金額のある割合(例えば千分の一)で、最低金額幾何と表わされる。被保険者はこの額まで損害額を自ら負担しなければならない。保険者は、損害額がこの限度を超過した場合にその超過額を填補する。故に、これはいわゆる控除免責 (Abzugs-franchise) である。小損害免責の利益は、小損害は保険者にとつて非常に費用の多くかかるもの

であるから、費用と手数を省き、被保険者の損害防止の関心を強めることにある。

小損害免責は、普通物件には適用せられないことがあるが、商工物件には常に適用せられる。なお、この規定の適用を確実にするために、被保険者が小損害免責の制限によつて蒙る損害を他の保険者に保険することを禁止している。

(五) 保険金額の復活

第一次火災保険では、普通の陸上保険における如く、損害発生の場合、保険金を保険金額から差引いて、これを残存保険期間の保険金額とする。この場合、被保険者が損害の額と損害の日から次の保険料支払期日迄の期間に応ずる保険料を支払うときは、保険金額が復活する。しかしながら、この方法によると、被保険者はその手続の完了するまでに再び損害が発生すると、十分な填補を受け得ない虞があるから、かかる不便を避けるために一般に、保険金額の復活が自動的に行われる旨の約款が挿入せられる。これによつて、一つの事故が発生して保険金が支払われると、被保険者の予めの請求を俟つことなしに、当然に保険金額が復活する。実際には最初の事故によつて生じた損害の填補金から、被保険者の支払うべき保険料を差引くのである。これによつて被保険者は、何時起るかも知れない次の損害に対して始めの保険金額の限度まで填補を受け得ることとなる。

第一次火災の料率は、保険金額の保険価額に対する割合に応じて全額保険の場合の保険料に対する割合を以て定められる。その基準を示すと次の如くである。

全額保険の保険料 に対する割合	% 75	80	85	90	92.5	95	100
保険金額の保険価 額に対する割合	% 33	40	50	65	75	90	100

(備考) 保険価額は、一つの建物又は同一の事故に罹る処のある建物の集団(距離十米以下)の価額である。

例えば、現在総額が三百万フラン、第一次火災保険の金額が百万フランであつて、料率が千分の二・五とすると、全額

保険の保険料は

$$3,000,000 \times 2.5\% = 7,500 \text{ フラン}$$

である。而して保険金額は現在総額の三分の一であるから、第一次火災保険の保険料は

$$7,500 \times 75\% = 5,625 \text{ フラン}$$

となる。

現在価額が最初の申告額の一〇％以上に達したときには、被保険者はその増加を申告し、且つその増加の割合に応じて増保険料を支払わなければならない。この手續を怠るときは保険料比例原則の適用あることは、前述の通りである。これに反して、現在価額の減少が最初の申告額の一割以上に達するとき、保険料の引下げは保険料支払期日に始めて実現せられ、現期の保険料に対しては返還は行われない。なお、第一次火災保険が不十分と認められる場合には、その補充として第二次火災保険 (*Assurance au deuxième feu*)、第三次火災保険 (*Assurance au troisième feu*) 等が行われる。第二次火災保険は、損害が、第一次火災保険によつて担保せられた金額にその小損害免責額を加えたものを超過する場合に一定の金額を限度として、その超過額を填補する保険である。第三次以下の火災保険もまたこれに準じる。然らば、このような保険を契約する理由は、何処にあるのであろうか。第一次火災保険が不十分であるならば、何故に第二次等の保険を追加する代りに、第一次保険の金額を増加しないのであるか。この問題は、結局、被保険者にとつて与えられた事情の下において最も低廉で、しかも最も確実な保護を提供する保険如何ということに帰着する。若し被保険者がすでに全額保険の保険料に近い額の保険料を支払つていたならば、第二次以下の保険を追加する利益はない訳であるが、兩種の保険の保険料の差が大きい場合には第二次以下の火災保険を付する實際的利益がある。例えば、ある人が二十二軒の建物を有するとして、その内二十軒は五万フラン、他の二軒は十万フランであるとする。若し、第一次火災保険において殆んど凡ての建物に共通の金額である五万フ

ランについて保険し、次いでこれと十万フランとの差即ち、五万フランについて第二次火災保険を契約するときは、保険料を節約することができる。

第二次火災保険の技術的構成は、第一次火災保険のそれと大差がない。保険金額は、保険者の責任の最高限度を示す。この保険にも分損免責の制度がある。但し、その計算方法は少しく異なる。即ち、第二次火災保険における分損免責額は、第一次火災保険者によつて優先的に担保せられる保険金額に、第二次保険者の課する分損免責額を加えたものである。而して若し最初の分損免責額が総保険金額の千分の一より小さい場合には、第二次火災保険者は千分の一に達する迄免責額を補うことができる。例えば、第一次火災保険の金額が五百万フランで、第二次火災保険の金額が三百万フランであるとすると、分損免責額の計算は次の如くなる。

第一次火災保険の保険金額	5,000,000フラン
第一次火災保険における分損免責額	$5,000,000 \times 1\% = 5,000$
総保険金額 8,000,000フランの1%の額に達する迄の分損免責額の補充	
.....	$8,000,000 \times 1\% - 5,000 = 3,000$
第二次火災保険における分損免責額	5,008,000フラン

第二次火災保険の保険料は、分損免責額が高いために、割合に安くなる。これ、被保険者が既存の第一次火災保険の金額を増加するよりも第二次火災保険を付するのを有利とする所以である。

註 (一) 大林良一教授「第一次火災保険に就て」(損害保険研究、第二巻、第三号)

(二) 単独借家人の場合には、不動産の総価額、一部借家人の場合には、その年の家賃の十五倍に等しい額とする。

(三) 約款においては、これを *Reconstitution de la prime* と称する。

損害保険における填補主義

六、

火災保険以外では、実損額填補の行われるものは、盗難保険、責任保険、再保険等である。

盗難保険においては、比例填補の外に実損額填補がしばしば行われる。^(一) けだし盗難にする損害は、大抵分損であるからである。実損額填補主義による盗難保険は、原理的には第一次火災保険と異ならない。

責任保険においては、本来比例填補主義は適用せられないで、実損額填補を建前とする。けだし、責任保険においては、

いわゆる客体利益 (Objektinteresse) の保険の如く、保険価額の概念なく、従つて一部保険の問題を生じないからであ

る。^(二) 例えば、船舶衝突責任保険、自動車責任保険、居住者の第三者に対する責任の保険 (Assurance du recours)・家主責任保険 (Assurance du propriétaire contre le recours des locataires) 等はこれに属する。これ等のものは、同じく賠償責任の保険でも、船舶又は家屋

の賃借人の賠償責任の保険等とは区別せらるべきものである。責任保険においては、保険金額は、保険者の給付の最高限度を示すだけであつて、普通の損害保険におけるように保険保護の強度を示すものではない。従つて、船舶衝突責任保険や自動車責任保険における保険金額は、船舶保険の保険金額や自動車車体保険の保険金額とは性質の異なるものである。

自動車責任保険では金額無制限の保険も行われている。^(三) ところが、実際においては、保険金額が船舶又は自動車の保険価額よりも小なるときは、前者の後者に対する割合を以て填補額を算定することとしている。^(四) これは、理論上の理由による

ものではなくて、^(五) 実際上便宜に出たものである。

再保険における実損額填補主義の適用は、これを超過損害再保険に見る。^(六)

註 (一) 例えば、同和火災の盗難保険普通約款は、「当会社ハ保険金額ナ限度トシテ損害ノ全損ヲ填補ス、但シ特約ヲ以テ保険金額ノ

保険価額ニ対スル比例ニ依リテ損害ヲ填補スルコトヲ約シタルトキハ此ノ限リニ在ラズ」(二二条)と規定している。実損額填補にする盗難保険の実際については、Perin の前掲書、一七九頁以下参照。

(二) 今村有博士「海上保険契約論」下巻(昭和十七年)四〇六頁

(三) Jannott, K, Kraftfahrzeughaftpflicht-Recht-und-Versicherung im In-und Ausland. Veröffentlich. d. D. V. f. r-W., Heft 59, 1937. S. 17.

(四) 船舶保険特別約款の衝突損害賠償金填補条項一条一項、自動車保険普通約款一九条(同和火災)参照。

(五) 「約款が斯く船舶保険の一部保険の割合を以て填補すべきことを規定せるは、船舶保険の附随的なものとして好意的に填補をなすが故に、付保せられたる船舶の負担部分たる衝突損害賠償金に就て責に任ずることを明かにし、殊に、その填補責任の軽減を計らんとするに出でたるものである。」(今村博士、前掲書、四〇六頁)

(六) 拙稿「超過損害再保険に就て」(国民経済雑誌、六四巻、六号、七三頁)

七

以上、実損額填補主義の各種の保険における応用について述べたが、これは責任保険を除けば、一般には比例填補主義の原則に対する例外をなすものといふことができる。然らば、この種の填補方法は如何なる実益を有するであろうか。

(一) 先ず第一に考えられるのは、保険料の節約という点である。(二) この点は、実損額填補保険の大きな眼目とせられる。フランスの第一次火災保険では、商工業会社、大家主等の大きい被保険者については、保険料の節約は、平均、金額保険の場合の純保険料の二割若くは二割五分に達するといふ。(三) フランスでは第一次火災保険に対する税金は、普通の火災保険に對する税金(登録税を除く)の三倍の高きに上る。これがため、この種の保険の利益を減殺する結果となる。

しかしながら、問題は保険料と保険者の引受ける危険との相関関係であるから、保険料(純保険料)が少いということ、それだけ担保の範囲が狭いということの意味する。被保険者は、損害額が契約せられた金額を超えない限りは十分な

保険の保護を受け得るが、損害額が予想に反して保険金額を超えるときには十分な填補を受けることができない。

実損額填補保険の料率は、普通の金額保険の料率よりも高くなる。今、 W を保険価額、 V を保険金額を表わすものとし、 $t = \frac{V}{W}$ ($W > V$) とすると、実損額填補保険の料率 (p_t) は次の式によつて計算せられる。

$$(1) \quad p_t = \frac{1}{t} \sum_{k=0}^t x_k f(x_k) + \sum_{k=t}^1 f(x_k)$$

ここに、 x_k は損害率、 $f(x_k)$ はその分布を表わす。

分損免責がある場合には、その免責限度を V とすると、料率は次の如くなる。

$$(2) \quad p_t = \frac{1}{t} \sum_{k=0}^t x_k f(x_k) + \sum_{k=t}^1 f(x_k)$$

損害程度	平均損害 (x_k)	件数比率($f(x_k)$)	損害率 $x_k f(x_k)$	保険金額 (t) — 保険価額	比例填補保険の料 率に対する倍数 (pu/p)	全額保険の 保険料に対する割合 ($tW pu/W p$)
0.1迄	0.05	0.8627	0.043135	10%	5.65	57%
0.1-0.2	0.15	0.0502	0.007530	20	3.38	67
0.2-0.3	0.25	0.0201	0.005025	30	2.51	75
0.3-0.4	0.35	0.0130	0.004550	40	2.03	81
0.4-0.5	0.45	0.0093	0.004185	50	1.72	86
0.5-0.6	0.55	0.0073	0.004015	60	1.51	91
0.6-0.7	0.65	0.0060	0.003900	70	1.34	94
0.7-0.8	0.75	0.0053	0.003975	80	1.21	97
0.8-0.9	0.85	0.0048	0.004080	90	1.10	99
0.9-1.0	0.95	0.0213	0.020235			
		1.0000	0.100630 = p			

例えば、右のような損害表が与えられたとすると、比例填補と実損額填補の場合の料率の比較と、全額保険の保険料に對する節約の割合を示せば右の如くなる。

損害率の分布によつて勿論異なるが、通常の場合、小さい損害の割合は圧倒的に多いから、保険に付する割合（ t ）が少くとも、保険料において大した節約とはならない。

なお、責任保険の場合における保険料の算式は次の如くなる。ここに V は保険金額を表わす。

$$(3) \quad P = \sum_{k=0}^2 x_k f(x_k) + V \sum_{k=b}^8 f(x_k)$$

(二) 実損額填補保険は、取引を簡便ならしめる長所があると考えられる。しかしながら、これは必ずしも当たらない。契約の当時被保険者は、単に保険金額を定むれば足りるのではない。責任保険の如きを除き、実損額填補保険では、保険者の責任を確定し、正確な保険料を算定するためには、保険価額が定められなければならない。普通の火災保険では通常保険価額は事故発生の際に評価するのであるが、実損額填補保険では、契約締結の際に保険価額が定められなければならないのみならず、損害発生の際にもこれを評価しなければならない。而して保険金額も全く恣意的に定められるのではなく、保険価額との関係において危険の最高限度を基礎として定めらるべきものである。なお、保険料の算定のためには、分損の分布を示す損害表によらなければならない。これがためには特別の統計を準備しなければならない。

元来、実損額填補保険は、責任保険を除き、保険料の節約という外面的事情から生じたもので、保険技術上の要請にするものではない。この種の保険が現実中被保険者にとつて利益となるのは、相当大規模な商工業において価額を大体等しくする物件が多数に散在して、分損の可能性が多い場合である。この場合には、被保険者は、その中最も重大なリスクをカバーする実損額填補保険を契約し、要すれば、第二次、第三次危険の保険を補充的に付すことによつて一層完全な保証

を得、保険料の節約を図ることができるであらう。^(四)

註 (一) 単に、正味保険料のみならず、税金の負担がこれに関係がある。イギリスにおいては、火災保険税の高かつたことが、実損額填補による包括保険の慣行を促したが(一八二八年の法律によつて禁止)フランスにおいても、火災保険税の低いことが第一火災保険の実損を促す動機となつた。

(一) Papot, *ibid.*, p. 173.

(二) *Toi du 4 avril 1926. Cf. Périn, ibid.*, p. 227.

(四) *Périn, ibid.*, p. 218-219.

八

最後に、共同保険填補主義は、前述の比例填補主義の修正せられた形態である。これは、主としてアメリカの火災保険において、特に商工物件について行われる。^(一)これを表わす条項を共同保険条項(Co-insurance clause)という。^(二)この填補主義によると、被保険者は、保険価額のある割合(通常八割)を保険に付することを約し、若し損害査定の際に保険金額が所定の割合よりも少いときには、その不足額の所定の保険金額に対する割合を以て損害を負担することとなる。今、例えば、八割共同保険を例に取り、保険価額を W 、実際の保険金額を V (但し、 $V \leq 0.8W$)、損害額を S で表わすと、填補額の計算は、次のようになる。

$$(4) \quad E = S \times \frac{V}{0.8W}$$

填補額は、実際の保険金額を限度とすることは、いまでもない。

共同保険条項によると、被保険者は、常にその財産の価額を確かめ、正当に付保する責任を負うのである。普通、八割を標準とし、付保すべき割合がそれ以上又は以下なる場合には料率を加減する。前述の比例填補保険は表現を変え、十

割の共同保険ということになる。即ち、被保険者は全額の保険を付することを暗黙の裡に同意し、実際に保険金額がこれよりも少いときには、その不足額について損害を自ら負担することとなる。従つて八割共同保険は、この条件を緩和せるものである。実際の保険金額が、要求せられる金額を超えた場合には、全損額の填補となる。

註 (一) 州によつては、この種の填補条項を禁止又は制限せるものがある。ジョージア、インディアナ、アイオワ、ミシガン、ミズリー、ニュー・ジャージー、ウイスコンシン等の諸州である。

(二) 或は、これを Reduced rate co-insurance clause, Percentage Co-insurance clause 等と云う。これを共同保険条項と称するものは正しくならぬ。正しくは "Warranty of at least 80% of insurance to value or conditional coinsurance for any defect" と称すべきであるとする者がある。(Crobaugh, C. J. Hand book of Insurance. New York, 1931. p. 280)

九

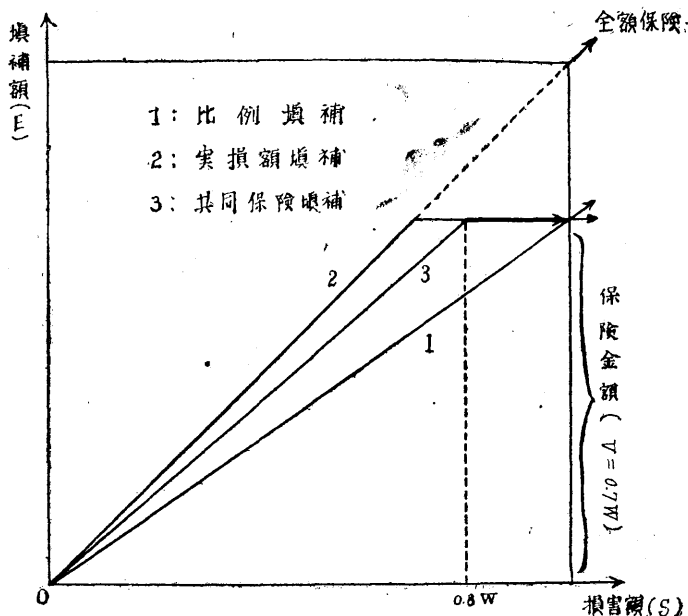
以上述べた三つの填補主義について比較対照すると次の如くである。

一、一部保険の場合(例えば $V=0.7W$)において、比例填補実損額填補、八割共同保険填補による損害額と填補額との関係を図示すれば、第一図の如くである。

これによると、填補額は、実損額填補主義において最も高く、比例填補主義において最も低く、八割共同保険填補は、その中間に位する。損害額が保険価額の八割を超えるときには、実損額填補主義と八割共同保険填補主義による填補額は一致し、全損の場合には、三つの填補主義による填補額は一致する。

二、次に、三つの填補主義による保険金額と保険料額との関係を図示すれば第二図の如くである。これによると、比例填補保険の保険料は保険金額に比例して増大する。保険料の推移は、直線1の示す如くである。実損害填補保険の保険料は、曲線2の示す如くである。これは直線1よりも上にあり、 $V=0$ 、 $V=W$ のとき比例填補保険の保険料と一致する。

第一圖



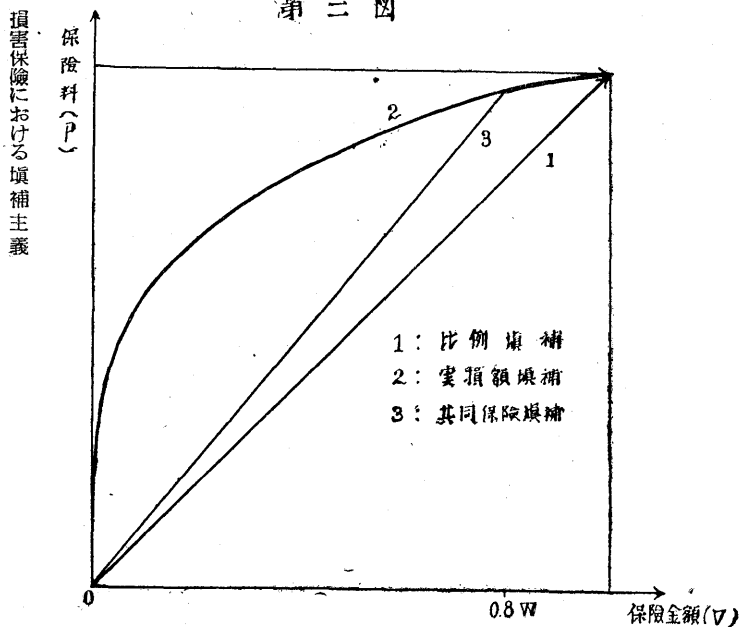
八割共同保険にあつては、保険金額が八割以下の場合には、料率は八割付保の場合の実損額填補保険の料率に等しいから、保険料の推移は直線3の示すようになり、保険金額が八割を超える場合には、実損額填補保険の保険料の曲線に一致する。

三、三つの填補主義による保険金額と料率との関係を图示すれば、第三図の如くである。

これによると、比例填補保険の料率は一定である。実損額填補保険の料率は、比例填補保険の料率よりも高く、保険金額の大きさによる料率の変化は、曲線2の示す如くである。保険金額の増大と共に比例填補保険の料率に接近し、 $V = W$ のとき、これに一致する。八割共同保険の料率は、保険金額が八割以下のときには八割付保の実損額填補保険の料率に等しく、八割以上のときは、実損額填補保険の料率の曲線に一致する。

四、比例填補主義は、理論的に最も平明であり、又実際の適用においても便宜であるが、この主義は時として被保険者にとつて不満と失望の原因となることがある。比例填補条項は、論理と良識に反するものとして禁止すべきものであると極論する者もないではない。(一)このような酷評は、多くは誤解に基くものであるとしても、例えば物価の急激な騰貴によつ

第二圖



て不足保険を生ずるような場合には、被保険者にとつて不測の不利益を来たすことがないではない。そこで、比例填補主義の実際上の取扱に対しては、考慮を払う余地が存しないではない。例えば、フランスの火災保険では、物価の騰貴による不足とその他の事由による不足の場合に比例原則の部分的抛棄を認めている。^(三) また、ある項目については保険金額が不

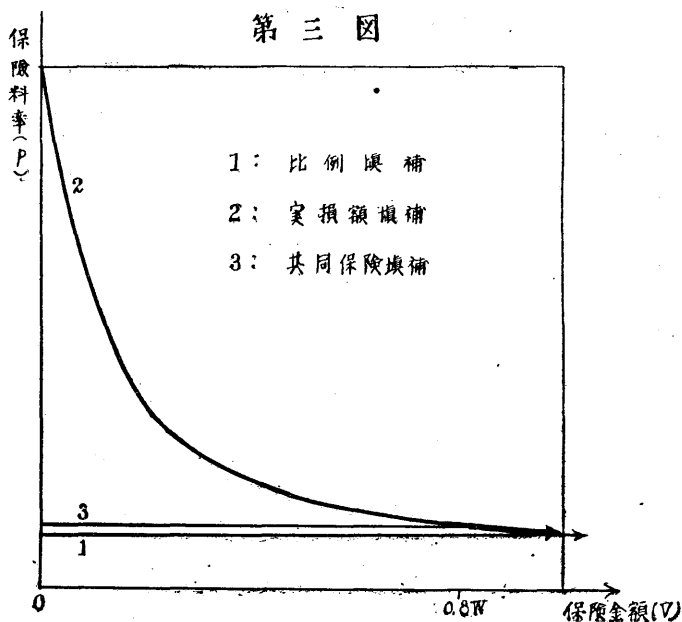
足し、他の項目については超過する場合には、後者を以て不足の割合に応じて前者を埋合せることを認める^(三) 如き、適当な方策であらう。

五、実損額填補主義は、全損の可能性の少ない場合には、実益がある。

六、共同保険填補主義は、比例填補主義の緩和として意味をもつ。この場合にも、全損の可能性の少ない物件については被保険者にとつて有利であらう。

わが国では、比例填補主義が殆ど不動の原則の如くに考えられているが、比例原則は決して絶対的のものではない。わが商法六三六条の規定は、任意規定と解せられているから、他の填補主義を採用することは法律上妨げない。^(四) 保険の種類により本質的に、或は与えられた状況の下において被保険者にとつて最も低廉で且つ確実な填補の保証を与える保険を提供する意味に

第三図



- (三) フランス火災保険普通約款、第一六条、第二項
(四) 松本照治博士「保険法」(昭和三年) 八七頁

において実損額填補主義又は共同保険填補主義が採用せらるべき理由がある。ただこの場合には保険料算定の基礎が違つて来ることに注意しなければならない。要は、保険者の引受ける危険の程度及び範囲に応ずる保険料が算定せられなければならないのである。

註 (1) Papot, *ibid.*, p. 48.

(11) 二つの場合を区別し、二種の約款を設けている。

物価騰貴による不足の場合には、損害の際に、材料及び商品に対する保険の不足が、一斉に物価の騰貴によつて生じ、損害の日から遡つて一月を超えない期間内のものではあれば、比例原則を適用しない。但し、不足が一割を超え又は物価の騰貴以外の原因によつて生じた場合には、比例原則は全面的に適用せられる。

原因の如何を問わず不足が一割を超えない場合には、比例原則を適用しない。これに対しては五分の割増保険料が徴收せられる。不足が一割を超える場合には比例原則は全面的に適用せられる。